

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、営業職として就労していた。
- 2 請求人によれば、平成〇年〇月〇日、自宅から徒歩にて、自宅の最寄駅であるC駅に向かう通勤途中、自動車にはねられて負傷したという。請求人は、同日、D病院に受診し「頰椎・腰椎捻挫、左肘・右上腕・右肩打撲、右腓骨頭骨折、右膝内側々副靭帯損傷」（以下「本件傷病」という。）と診断された。
- 3 請求人は、本件傷病は通勤によるものであるとして、監督署長に療養給付及び休業給付の請求をしたところ、監督署長は請求人の本件傷病は通勤によるものであると認め、これらを支給してきたが、監督署長は、請求人に対し、平成〇年〇月〇日付けで同年〇月〇日をもって治癒として取り扱う旨の「治癒の認定について」を通知した。
請求人は、その後も療養のための休業が必要であるとして、監督署長に、同年〇月〇日から同月〇日までの期間に係る休業給付の請求をしたところ、監督署長は、治癒後の請求であるとして、これを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をした。
- 4 請求人は、本件処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をした。

5 本件は、請求人が、更にこの決定を不服として、本件処分の取消しを求めて再審査請求に及んだ事案である。

第3 当事者の主張の要旨

(略)

第4 争 点

請求人の本件傷病は、平成〇年〇月〇日をもって治癒したとして、同年〇月〇日以降の期間に係る休業給付を支給しないとした本件処分が妥当であると認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定及び判断

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、本件再審査請求において、右足膝の痛みと下半身のしびれがあり、月1回通院して投薬治療を受け続けているので、いまだ治癒には至っていない旨の主張をしている。

(2) しかしながら、主治医は、平成〇年〇月〇日付け診断書において、過去1年間における療養の内容及び経過について、「保存的（リハビリ、内服薬）、症状に大きな変化はない。」と、今後6か月間の療養等の見通しについて、「症状固定も予定する。」と所見し、平成〇年〇月〇日付け診断書において、過去1年間における療養の内容及び経過について、「内服及びリハビリを行った。病状の著明な改善は認めない。」と所見している。また、診療録からも、鎮痛薬の処方、リハビリ等の対症療法を中心としたものであることが認められる。さらに、E医師は、同年〇月〇日付け意見書において、「主治医の診断書等より、既に症状固定の状態にある。」と述べている。

以上の医学的見解及び請求人に対する治療内容を勘案すると、当審査会としても、遅くとも平成〇年〇月頃には療養を行ってもその医療効果が期待できるとは認められない状態にあったものと判断する。

したがって、当審査会としても、決定書理由に説示のとおり、請求人の本件傷病は、平成〇年〇月〇日をもって治癒していたものと判断する。

(3) なお、請求人のその余の主張を精査するも、上記判断を左右するものは見いだせなかった。

3 結 論

以上のおりであるので、監督署長が請求人に対してした平成〇年〇月〇日以降の休業給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求は棄却する。

よって、主文のおり裁決する。